

9割を超える事務事業の調整案が承認されました

第11回協議会が8月11日に開催されました。

前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの39項目」「協議会に報告し承認を受けるもの13項目」合計52項目が協議され、原案どおり承認されました。これにより、協議会で承認された調整案は1,887項目となりました。

事務事業すり合わせ調整項目は、これまで4市町村による協議が行われる中で、類似事業の統合等により約2,050項目に集約されてきたため、協議会において承認された項目は、全体の92%になりました。

そして、次回協議会に向けて、「協議会で協議を行うもの24項目」「協議会に報告し承認を受けるもの17項目」合計41項目が提案されました。

第11回協議会の承認項目はこちら

皆さんに関係の深い項目の調整案をお知らせします。

その8

総務関係

1. 組織・機構の取扱い（本庁・支所の考え方）

任意合併協議会調整方針に基づき、合併後の事務執行に支障がないよう統一を進め、本庁と新支所等の連絡調整が速やかに図られる組織・機構とします。

- 行政サービスを低下させないこと
- 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること
- 簡素で効率的であること
- 指揮命令系統が明確であること
- 事務事業の統一的、安定的な執行に十分配慮したものであること

【本庁・支所の考え方】・・・総合支所的な位置付けとします。

本庁に集約すべき事務事業

企画、財政、人事、秘書、広報、課税、都市計画、学校教育、議会、各種行政委員会など

支所で行うべき事務事業

現在市町村で行われている相談・申請は原則として支所において行います。

総務部門	支所内の総務関係、税務、防災、地区区長会、財産区など
民生部門	戸籍、国保、年金、生活環境、人権同和（隣保館）など
保健福祉部門	福祉、児童、高齢者対策、保健などの事業、相談・申請など
経済部門	農林、商工、観光（おまつり・イベント）など
建設部門	土木、公園、建築関係の事業及び相談、申請など
教育部門	生涯学習、公民館、体育など

2	姉妹都市・友好都市・ゆかりのまち	佐久市・臼田町が実施しています。合併時、新市において引き継ぎます。 ・姉妹都市・・・フランス：アバロン市 ・友好都市・・・秋田県矢島町、静岡市、東京都神津島村 ・銀河連邦共和国・・・岩手県大船渡市、秋田県能代市、神奈川県相模原市、鹿児島県内之浦町 ・ゆかりのまち・交流都市・・・愛知県岡崎市、函館市、川崎市宮前区、佐賀県川副町、愛媛県津島町
3	市町村人会補助金	臼田町・浅科村・御代田町が実施しています。 合併時、新市において町村間の平準化を図り継続しますが、3年後に補助金を廃止します。
4	振興公社	（社）佐久市振興公社・（財）臼田町振興公社があり、それぞれ可能な事業が異なります。 合併時、各法人の事業を社団・財団に整理して存続をします。 臼田町振興公社は「佐久市文化事業団」と名称変更し、農業振興事業はJAまたは新市に移管します。
5	土地開発公社	法律により、1つに統合する必要があります。 3町村の公社を清算・解散し、佐久市土地開発公社を定款変更により新市の公社とします。

民生関係

6	し尿処理事業	合併時、現行どおりとします。 佐久平環境衛生組合（佐久市・臼田町）、浅麓環境施設組合（浅科村・御代田町）
7	家庭ごみ分別収集	4市町村で分別方法・処理体制に違いがあります。 合併時、佐久市の例を基本に統一しますが、現行の処理施設を使用する必要があるものについては、当面の間、現行どおりとします。 【可燃ごみ】佐久市・軽井沢町清掃施設組合（佐久市・臼田町・御代田町）、川西保健衛生施設組合（浅科村） 【生ごみ】臼田町…臼田町堆肥製産センターへ搬入 御代田町…小諸市高速堆肥製造工場へ搬入 佐久市・浅科村…可燃ごみとして処理 【埋立ごみ】佐久市うな沢第2最終処分場（佐久市・臼田町）、川西保健衛生施設組合（浅科村） 御代田町井戸沢一般廃棄物最終処分場（御代田町） 【資源物】民間業者へ委託
8	家庭ごみ処理手数料 （家庭用ごみ袋料金）	4市町村で料金に違いがあります。 合併時、佐久市の例を基本に、10枚あたり大165円、小110円とします。 ごみ袋の種類は、①可燃、②埋立、③資源、④生ごみ（臼田町、御代田町の区域のみ：紙製）の4種類としますが、合併時、手元に在庫として残った袋については、当面の間、使用可能とします。 また、御代田町で実施している家電4品目運搬料については、合併時、販売店への直接持込とするため、合併時、廃止します。
9	事業系一般廃棄物処理	4市町村で処理手数料・分別方法に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。 概要 廃棄物処理申請書を提出し登録された業者が市指定のごみ袋を購入する 処理手数料（ごみ袋料金）……1,500円/10枚（処理費用の約50%） 種類……①可燃（生ごみ・紙ごみ） ②埋立
10	粗大ごみ・処理困難物 収集業務	臼田町・浅科村が実施しています。 合併時、処理施設への直接搬入を基本とするため廃止します。 なお、処理施設で受け入れができないものは、民間業者への直接搬入とします。
11	一斉清掃交付金	浅科村が実施しています。合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止します。
12	小諸市高速堆肥製造工場 負担金	御代田町が負担しています。合併時、現行どおりとします。 ただし、浅麓環境施設組合の汚泥再生処理センターが完成するまでの間とします。
13	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	佐久市が加入しています。合併時、新市において加入します。
14	南佐久環境衛生組合（ごみ処理）	臼田町が加入しています。 南佐久環境衛生組合によるごみ処理施設建設計画は凍結と決定されており、新市における臼田町区域のごみは、佐久市・軽井沢町清掃施設組合等の施設において処理するため、ごみ処理部門については、合併時脱退します。
15	川西保健衛生施設組合（ごみ処理）	浅科村が加入しています。合併時、新市において加入します。
16	浅麓環境施設組合（ごみ処理）	御代田町が加入しています。合併時、新市において加入します。
17	佐久平環境衛生組合	佐久市・臼田町が加入しています。合併時、新市において加入します。
18	浅麓環境施設組合（し尿処理）	浅科村・御代田町が加入しています。合併時、新市において加入します。

保健福祉関係

19	高校生ボランティア研修会 委託事業	佐久市が実施しています。 ボランティア育成事業は新市社会福祉協議会の主体事業とするため、合併時、廃止します。
20	民生児童委員協議会	4市町村で組織しています。合併時、新市の民生児童委員全員での任意による協議会を統一して組織します。また、現在ある法定の協議会は、地区民生児童委員協議会としてそれぞれ存続します。
21	児童館整備事業	佐久市は小学校通学区ごとに児童館が10館、御代田町は3館整備されていますが、臼田町・浅科村は整備されていません。 合併後、小学校通学区ごとに児童館を整備します。 整備完了後は、遠距離通学地域や児童館の状況など、地域の実情を考慮して整備を検討します。
22	児童館運営事業	佐久市・御代田町で児童館が設置されていますが、運営内容に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施します。 【利用対象者】小学生・保護者同伴の就学前児童・市長が認めた者 【利用時間】平日の10:00～19:00（長期休業日及び土曜・祝日は8:00～18:00） 但し、就学前児童については平日の10:00～12:00とする 【休館日】日曜日・年末年始 【利用形態】自由来館制で無料（市内のどの児童館も利用可能）

保健福祉関係<つづき>

23	学童（児童）クラブ	佐久市は児童館で一元化して実施しており、また、臼田町のみ有料で運営しています。 合併時、学童（児童）クラブは児童館に一元化します。 臼田町・浅科村の学童クラブは児童館が整備されるまでの暫定的事業とし、児童館運営事業に準じて運営します。
24	母子 / 寡婦証明書交付	4 市町村で交付していますが、臼田町のみ手数料を徴収しています。 合併時、手数料は無料により交付します。 概要 高校授業料、公営住宅使用料など、母子家庭等が公共機関の優遇制度を活用する際に必要な証明書を、本人申請により交付を行う
25	公立保育所管理運営事業	保育実施園は合併時、現行どおりとします。定員は現行を基本にし、保育日数・保育時間は新たな基準を設け実施します。
26	保育時間	保育基本時間は合併時、現行どおりとします。 【保育基本時間】平日…8：00～16：00 土曜日…8：00～12：00
27	長時間保育（延長保育）	4 市町村で時間・料金に違いがあります。 実施時間は 7：30～8：00、16：00～19：00（土曜日は 12：00～19：00）を基本とし、実施にあたっては各保育所の実情に応じて実施します。料金については佐久市の例により統一します。 【保育料】1 時間あたり 150 円
28	家庭保育委託事業	佐久市で実施しています。合併時、新市において実施します。 概要 家庭保育員を設置し、市内に住所を有し保育に欠ける生後 2 ヶ月～3 才未満の児童に対し、適切な保護を与える

建設関係

29	公共下水道使用料	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）・浅科村・御代田町で料金に違いがあります。 合併時、現行どおりとし、新市において公営企業会計の移行に合わせ概ね 5 年以内に料金を統一していきます。
30	生活排水処理施設使用料（農業集落排水）	4 市町村で料金に違いがあります。合併時、現行どおりとし、新市において公営企業会計の移行に合わせ概ね 5 年以内に料金を統一していきます。
31	生活排水処理施設使用料（地域し尿処理：コミュニティプラント）	佐久市・浅科村で農業集落排水の料金と同額で実施していますが料金に違いがあります。合併時、現行どおりとし、新市において農業集落排水の公営企業会計の移行に合わせ概ね 5 年以内に料金を統一していきます。
32	個別排水処理施設使用料	御代田町で実施しています。合併時、現行どおりとし、新市において公営企業会計の移行に合わせ概ね 5 年以内に経営の安定性を図れる料金にしていきます。
33	公共下水道事業受益者負担金	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）・浅科村・御代田町で負担金に違いがあります。 合併時、負担金はそれぞれの区域ごとに現行どおりとします。
34	農業集落排水事業地元負担金	4 市町村で内容に違いがあります。合併時、既存施設については現行の内容を尊重し、現行どおりとします。なお、新規事業計画地区については佐久市の例により実施します。
35	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給	4 市町村で融資額等に違いがあります。また、佐久市は損失補償をしています。3 町村は利子補給をしています。 合併時、新規申請については佐久市の例に統一し、既に融資あっせんを受けている者は従前の例によることとします。
36	特別の必要による公共マス等の設置費用交付金	浅科村が実施していますが、平成 16 年度で事業終了のため、合併時、廃止します。

教育関係

37	地域公民館・分館等活動の手当	4 市町村で手当に違いがあります。公民館組織については、佐久市の例を基本に組織編成を行い、手当を統一します。 【組織編成】本館長及び 7 地区館長（仮称：分館長…浅間、野沢、中込、東、臼田、浅科、御代田地区）佐久市 15 地区・臼田町 4 地区・浅科村 3 地区・御代田町 3 地区を地区館長とする（臼田町で行っている館報配布は合併後、区長の配布とします。）
38	交流文化館浅科使用料	浅科村で徴収しています。合併時、現行どおりとします。 減免規定については他の文化施設との整合性を図ります。
39	博物館観覧料	御代田町で徴収しています。合併時、現行どおりとします。